



平成 17 年 1 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社イチヤ
代表者名 代表取締役社長 吉岡公和
(ジャスダック・コード 9968)
問合せ先 取締役財務部長 曾我部 達雄
(TEL 088 - 823 - 2638)

株主総会決議無効訴訟控訴に関するお知らせ

当社は、当社株主である羅民詔氏から提起されておりました、平成16年5月12日の臨時株主総会決議無効訴訟に対する、平成16年12月24日付高知地方裁判所の判決を不服として、本日、高松高等裁判所へ控訴いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の経緯

平成 16 年 5 月 12 日、当社は臨時株主総会を開催し、第 2 号議案において、「株主以外の者に対する特に有利な条件による新株予約権の発行の件」が承認可決されました。これに対して平成 16 年 7 月 1 日、当社株主羅民詔氏より臨時株主総会決議は法令に違反し、著しく不公平な方法によって新株予約権を発行しようとするものであり、かつ第 1 回新株予約権のほとんどを引受けている原告（羅民詔氏）が不利益を受けるおそれがあるので、差し止めるべきものであるとして、株主総会決議無効として訴訟を提起したものであります。

これに対し、平成 16 年 12 月 24 日付高知地方裁判所より、取締役会開催に瑕疵があり、株主総会決議は無効であるとの判決を受けたものであります。

2. 今後の見通し

当社は、この判決に対し、本日付で高松高等裁判所へ控訴し、その裁判の中で改めて主張してまいり、当社の主張が認められるものと確信しております。

以 上